

## 大地震後の 大津波被害に対する 会社及び取締役の責任

筑波大学准教授

星野 豊

HOSHINO Yutaka

東京大学商法研究会

仙台地裁平成 27 年 1 月 13 日判決

平成 23 年(ワ)第 1589 号(第 1 事件)・第 1935 号(第 2 事件)、平成 24 年(ワ)第 504 号(第 3 事件)、X ほか 45 名対株式会社 Y1 自動車学校ほか 10 名(第 1 事件)、X ほか 45 名対共栄火災海上保険株式会社ほか 3 名(第 2 事件)、X47 ほか 1 名対株式会社 Y1 自動車学校ほか 9 名(第 3 事件)、損害賠償請求事件(第 1・第 3 事件)、保険金請求事件(第 2 事件)／判例時報 2265 号 69 頁／参照条文：民法 415 条・709 条・715 条、会社法 429 条 1 項

### 事実

本件は、東日本大震災に際して、海岸から約 750m 離れた場所にあった自動車学校(以下「本件教習所」という)について、地震発生後に本件教習所敷地内に待機し、自動車教習の再開を待っていた教習生 A ら(訴外)25 名と、従業員 B(訴外)及び役員 C ら(訴外)計 11 名が、本件大津波が到来したことにより死亡したものである。A ら及び B の遺族である原告 X らは、本件教習所において、概ね 6m の大津波警報(第 1 報)と、10m を超える大津波警報(第 2 報)とを把握していた以上、本件大津波の到来を予測することは可能であり、また、町の広報車等により避難指示が行われていたと主張して、本件教習所を経営する被告株式会社 Y1 学校のほか、Y1 学校の代表取締役被

告 Y2 ら、及び、死亡した役員 C らの遺族らに対しても、損害賠償を請求した(第 1・第 3 事件)。このほか、X らは、Y1 学校が本件教習所施設及び教習に関して責任保険を締結していた被告 Y3 保険会社らに対しても、保険金の支払を求めて提訴した(第 2 事件)。Y1 学校及び Y2 らは、本件大津波の到来を予測することは困難であり、広報車による避難指示は確認できなかった等と反論した。また、Y3 保険らは、本件大津波に基づく被害については免責条項が適用され、保険金の支払義務はないと主張した。

### 判旨

Y1 学校について請求一部認容(A ら 1 人当たりについて約 7500 万円、B について約 3200 万円)、Y2 らに対する請求棄却、Y3 保険らに対する請求棄却。

**I** 「大津波警報(第 1 報)に引き続き、予想される津波の高さを宮城県 10m 以上、福島県 6m とする午後 3 時 14 分発令の大津波警報(第 2 報)……が出されていた点についても、放送局によつては直ちに大津波警報(第 2 報)を報道していない……ところ、本件教習所の教官らにおいて上記大津波警報(第 2 報)が出されていたことを現に把握し、認識していたものとまで認めるに足りる証拠はないから、同大津波警報(第 2 報)を知ったことを前提に、Y1 学校、C 専務、D 常務及び E 学校長に、更に情報を収集すべき義務があったということはできない。」

2 しかしながら、「E 学校長を含む教官らが大津波警報(第 2 報)が発令された事実を知らず、テレビ報道等から本件教習所への津波の襲来を予期できなかつたのだとしても、校舎外にいた E 学校長を含む教官らのうち少なくとも一部は、本件教習所の敷地内において、目の前で行われていた本件消防車による「津波警報が発令されました。F 中学校に避難して下さい。」と避難先まで特定し、本件教習所付近にいる者に対して避難を呼び掛ける広報を現実に聞いていたと推認されることからすれば、遅くともその時点において、本件教習所付近にも津波が襲来する事態を具体的に予期し得たものというほかない」。「そして、A らに対して安全配慮義務を負う Y1 学校としては、目の前で行われていた上記広報を軽視し、あるいは無視することなく、履行補助者である E 学校長を含む教官らが知った情報を総合し、本件教習所に津波が襲来する可能性を予見して、速やかに A らを F 中学校等

に避難させ、あるいは安全なルートを通って送迎先に送り届けるなどすべき義務を負っていたものというべきところ、当時、Aらは送迎バスに乗車し、あるいはその付近にいたことからすれば、Aらを速やかに避難させることも十分に可能な状態にあったということができる」から、「Y<sub>1</sub>学校には、Aらに対する安全配慮義務違反が認められる。」

II 1 「E学校長らを含む教官らの少なくとも一部において、本件消防車が県道……を走行して津波警報が発令されたことを伝令し、避難を呼び掛けたことを聞いたことは認められるものの、C専務自身において、上記広報を聞いたと認めるに足りる証拠はないことからすると、C専務が現実に認識した情報は、大津波警報（第1報）にとどまると考えられ、これを前提としたとき、本件教習所に津波が襲来する可能性を予見することまではできなかったというべきである。」

2 また、「Y<sub>2</sub>社長及びY<sub>4</sub>〔取締役〕は、本件地震発生当時、本件教習所に在校していなかったところ、……大津波警報が発令されたことや、防災行政無線や、G町、消防や警察の車両による避難指示も聞いていなかった上、本件教習所に電話連絡をしても電話が通じない状況にあったのであるから、Y<sub>2</sub>社長及びY<sub>4</sub>〔取締役〕において、情報収集した上、本件教習所に在校するC専務、D常務及びE学校長に避難指示すべき義務に違背したとはいえない。」

3 「D常務は、Y<sub>2</sub>社長不在時において、教習を中止にするなどの判断をする権限を有していたとは認められない上、D常務についても、本件消防車が県道……を走行して津波警報が発令されたことを伝令し、避難を呼び掛けたことを聞いたと認めるに足りる証拠はないことからすると、D常務個人について本件教習所に津波が襲来する可能性を予見し得たことを前提とする不法行為法上の責任は認められないし、……Y<sub>1</sub>学校において、教官らが知った情報を総合できる体制を整えておかなかったことについて重過失があるとして会社法429条1項の責任を負うともいえない。」

4 「E学校長自身が本件消防車による広報を聞いていた可能性があるとしても、……同学校長は、本件教習所の学校運営面での責任者ではあるが、教習の中止に関する判断を含む経営面についての権限は何ら有しないY<sub>1</sub>学校の被用者にすぎず、また、Y<sub>1</sub>学校がA

らに対して負うのと同様の安全配慮義務を負っているわけでもないのであり、かかるE学校長自らがAらを速やかに避難させるべき措置を執らなかつたとしても、そのことにより、E学校長個人がAらに対して不法行為責任を負うものと解することはできない。」

III 「施設所有（管理）者特別約款、『路上教習』賠償責任補償特約については、いずれも賠償責任保険普通保険約款が適用されるところ、同約款3条7号において、津波などの天災に起因する賠償責任は保険金支払の対象外とされており、……Y<sub>1</sub>学校がXらに対して負う安全配慮義務違反による債務不履行に基づく損害賠償責任は、津波という天災に起因して生じた賠償責任であるから、保険金支払の対象外となると解される。」

## 評釈

判旨の一部に疑問がある。

I 本判決は、東日本大震災後に発生した本件大津波に際して、顧客である教習生Aらと従業員Bとが受けた被害に対し、本件教習所を経営するY<sub>1</sub>学校に安全配慮義務違反があったとする一方、Y<sub>2</sub>ら取締役個人に対する会社法429条1項の責任を否定した事例である。本件は、未だ解釈や判断が確定しているとはいえない東日本大震災に関する事例判決であり、同種事案に対する実務上の影響力を一定程度持つものであるが、本判決の結論を導いた理由の妥当性については、慎重な検討が必要である。なお、本稿では、Y<sub>1</sub>学校及びY<sub>2</sub>ら個人の責任の成否に関する判断について専ら検討することとし、Y<sub>3</sub>保険に対する第2事件に係る判断については、特に検討の対象とはしない（大震災時の保険金の支払に関して、生保と損保との対応の差異を理論上実務上双方の観点から比較した別稿として、星野豊「大震災における生命保険の機能と社会的役割」筑波法政53号1頁参照）。

II 本件で問題となった大地震や大津波は、その発生を正確に予測することが現在の科学技術ではほぼ不可能であり、台風、雷、集中豪雨などの相当正確な予測が可能である他の自然災害（雷に関する知見として要求される水準について、最判平成18・3・13平成17年（受）第76号参照）や、各種の人的災害（安全配慮義務が問題となる事案の大半はこれに属する）とはかなり異なる性格を有しているため、適切な比較対象を探すことがやや難しい。

東日本大震災における津波被害に関する事例としては、本件は4件目であって、本判決後の事例まで含めて考えると、裁判所の判断は、震災発生直後における具体的な避難行動や情報収集の妥当性から、徐々に、災害対策マニュアルの策定と実践のための避難訓練の実施状況等、事前に災害に対する準備活動を行っていたか否かに対する評価へと移行していく傾向が見られるが、同時に、個々の裁判所における判断枠組みの差異はかなり大きいことも明らかである（他の事例をも含めた総合的な検討を行ったものとして、星野豊「大震災時の津波被害に関する学校の責任」筑波法政71号47頁参照）。

本判決を含めて、津波に関する責任が問題となった事案では、裁判所は津波に関する一般的な知見をまず認定し、そこから当該事件における当事者の行動に対する法的評価を下していくという手法をとっているが、外形的に他の事案と比較した場合における本件の特徴としては、Y<sub>1</sub>学校のみならず、Y<sub>2</sub>ら取締役個人や、死亡した役員の遺族ら個人も、会社とともに訴えられている点が挙げられる。これに対して本判決は、前記のとおりY<sub>1</sub>学校の責任を肯定する一方で、Y<sub>2</sub>ら取締役個人の責任を全て否定しており、その理由の妥当性が問題となる。

**III** 本判決は、要約すると、当日避難指示権限がなかったC専務自身は、大津波警報を直接聞いていないが、E学校長や指導員のうち誰かが町の広報車による呼びかけを聞いた筈である以上、Y<sub>1</sub>学校にはAらに対する安全配慮義務違反があるとする一方で、Y<sub>2</sub>ら個々の取締役の責任については、当日不在であった（Y<sub>2</sub>及びY<sub>4</sub>）とか、大津波警報を直接聞いていない（C専務及びD常務）とか、警報を聞いていたとしても避難指示に関する権限がなかった（D常務及びE学校長）、として、会社法429条1項の責任を負わないとする。確かに、Y<sub>1</sub>学校がAらとの関係で責任を肯定されているのは安全配慮義務違反であり、会社法429条1項の責任は重過失による不法行為責任の一種であるから、Y<sub>1</sub>学校の責任の肯定とY<sub>2</sub>ら個人の責任の否定との間に矛盾や抵触があるわけではなく、本判決が理論的に破綻しているということはできない。

しかしながら、Y<sub>2</sub>ら個人の責任をそれぞれ否定する本判決の立論は、やや技巧的な解釈を駆使している感が否めず、かつ、Y<sub>2</sub>らがY<sub>1</sub>学校の組織の一員で

ある側面を、不当に軽視しているものといわざるを得ない。実際、会社を典型とする組織の意思決定は、最終的な決定権限を保持する個人のみならず、構成員全員が必要な情報や意見を集積させて協議検討することにより、全体としての決定と実行がなされるものと思われる。したがって、当日不在であったとしても、不在時に一切非常事態が発生しないとの保障があるわけでない以上、緊急時の行動指針について事前に検討しておくことは、安全配慮義務の重要な一部分であると共に、かかる準備を怠って災害時に顧客ないし従業員が死傷する結果を招来したのであれば、不法行為としての過失が認定されてしかるべきである。

本件の一件記録を見る限り、Y<sub>1</sub>学校の役員及び指導員らは、組織の一員としての連携をとることなく、むしろ個人としてばらばらに行動していたものと評価せざるを得ず、非常時における役割分担や情報伝達なし情報共有も円滑でなかった結果、例えば、Aらを車に乗せた後、海岸と並行する県道を通じて避難する等、災害時であるにもかかわらず日常業務とほぼ同程度の対応しか行っていなかったことが窺われる。災害時における適切な行動は、事前の予測（地震や津波については、いつ具体的に発生するかの予測は困難であるが、仮に発生したらどのような被害が生じうるかを予測することは十分可能な筈である）と平常時における訓練を繰り返すことによって、初めて身につくものであるから、かかる対処を行っていなかったこと自体を以て、組織としてのY<sub>1</sub>学校の安全配慮義務違反に基づく責任のみならず、かかる組織運営に対して自己の意見を反映させることができたY<sub>2</sub>ら取締役個人についても、会社法429条1項にいう重過失に基づく責任を認める余地は、十分あったものと思われる。

**IV** 本判決に対して、Xらの一部とY<sub>1</sub>学校との双方が控訴したが、平成28年5月25日に、Aらの遺族とY<sub>1</sub>学校との間で、下記の内容の和解が成立した（仙台高裁平成27年（ネ）第69号）。

① 被害者らに一切の落ち度はないこと、学校も被災者であること、津波の予測は困難であることを含めた、本件に関する事実経緯と和解の趣旨を、裁判所から前文で説明。

② 解決金として、Y<sub>1</sub>学校は、Aら1人当たりにつき50万円を支払い、Xらは、Y<sub>1</sub>学校らに対するその他の請求及びY<sub>3</sub>保険らへの請求を放棄する。

③ Y<sub>1</sub>学校は、マニュアルの不作成と適切な避難指示をしなかったことが、Aらの死亡の一因であることを認める。

④ Y<sub>1</sub>学校は、Aらの死亡の事実について陳謝し、心から哀悼の意を表する。

⑤ Y<sub>1</sub>学校及びY<sub>2</sub>は、今後自動車学校の経営を行わない。

⑥ 訴訟費用は各自負担とし、他の権利義務はないことを確認する。

また、同年7月12日、Bの遺族らとY<sub>1</sub>学校との間でも、下記の内容の和解が成立した（事件番号は上記と同一）。

① 上記①と同旨。

② Bの遺族は、Y<sub>1</sub>学校らに対する請求を放棄する（裁判所からの和解案では30万円の解決金の支払が提案されていたが、下記⑦に係る慰霊碑の建立費用をY<sub>1</sub>学校らが負担することをBの遺族が配慮し、解決金を受領しない意思を表明したようである）。

③～⑥ 上記③～⑥と同旨。

⑦ 本件教習所近くの県道沿いに、Aらのほか、従業員、役員ら学校関係者を含む犠牲者全員のために、慰霊碑を建立する（本件教習所の跡地それ自体は県道に直接面しておらず、県道との間に防風林が設置される予定となっていて、県道を通る車から見えなくなることが予測されたため、Bの遺族が県道沿いに慰霊碑を設置することを提案し、地権者であるY<sub>1</sub>学校側が、この提案を了解したようである）。

\* 本件については、夏井高人・判自390号99頁がある。